

## 埼玉県県土づくり優秀委託業務（課所長）表彰要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、建設事業の公共性に鑑み、埼玉県県土整備部が発注した委託業務を、優秀な成績で完了した受託業者及び管理技術者（技術管理者、照査技術者を含む。以下「管理技術者等」という。）を表彰することにより、受託業者の技術の向上を図るとともに、委託業務の適正な履行を確保することを目的とする。

### （表彰の対象）

第2条 表彰は、表彰実施年度の前年度に完了した設計業務、測量業務、地質調査業務等において、その取り組み方や成果に優れ、他の模範となる業務を行った受託業者及び管理技術者等で、次の（1）から（3）に該当するものに対して行うものとする。

- （1）表彰実施年度の前年度に完了したすべての受託業務について、業務成績評定点が65点以上であるとともに、平均点が75点以上となる受託業者。
- （2）雑草刈払等の維持管理業務を除くものとする。
- （3）表彰の対象とする委託業務について、低入札価格調査を経て契約締結した場合は表彰を行わない。

### （欠格事項）

第3条 前条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、表彰を行わない。

- （1）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受託業者が埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に該当し、入札参加停止又は文書による警告の措置を受け、若しくは措置を受けることが明らかである場合。
- （2）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、受託業者が埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に該当し、入札参加除外の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである場合。
- （3）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、法令の違反に関し、文書による厳重注意を受けるなどの指導を受けた場合。
- （4）表彰実施年度の前年度当初から表彰日までの間において、県発注業務の総合評価方式で、正当な理由なく技術資料の内容に基づき履行できなかったことがあった場合。
- （5）その他表彰にふさわしくないと判断したもの。

2 共同企業体の構成員に欠格事項が生じた場合は、その共同企業体の表彰は行わない。

(候補者の推薦)

第4条 第2条の規定に基づく表彰の候補者は、実施基準の定めるところにより、対象業務を所掌する総括監督員又はその他の関係職員が、審査委員会委員長へ推薦するものとする。

(審査委員会)

第5条 第2条の規定に基づく表彰の候補者について、その可否を審査するため各課(所)に審査委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、原則として別表第1の職にある者を各課(所)長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は欠けたとき職務を代理する。
- 6 副委員長及び委員は、やむを得ない事情があるときは、所属する組織の職員に代理させることができる。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、委員会の審査結果に基づき、各課(所)長が決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、年1回各課(所)長が行い、受託業者及び管理技術者等に表彰状を授与する。

- 2 表彰には、副賞を添えることができる。

(実施基準)

第8条 この要綱の実施に関し必要な基準は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1

1 本庁各課

区 分	職 名
委 員 長	副課長（技）
副委員長	副課長（事、技）
委 員	課長が指定する副課長（事、技）、又は主幹（事、技）相当職

2 県土整備事務所

区 分	職 名
委 員 長	副所長（技）
副委員長	副所長（事、技）
委 員	所長が指定する副所長（事、技）、部長（事、技）、担当部長、又は施工監理主幹相当職

3 2以外の事務所

区 分	職 名
委 員 長	所長が指定する副所長（技）、又は担当部長（技）
副委員長	所長が指定する副所長（技）、又は担当部長（事、技）
委 員	所長が指定する部長（事、技）、又は担当課長（事、技）相当職